

合併協定進行管理(税務課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第6回協議会確認										記 事
7	地方税の取扱い	1 (整理番号)										
協定内容		3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 個人市民税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例により、平成18年度から統一する。										
調整時期												
	合併前	合併時	選挙議会	H18当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降	
					完了							
調整担当												
	部名	総務部	課名	税務課								
例規調整状況												
例規調整完了												
廃止		-										
例規調整中		-										
		完了予定年月日 : 平成 年 月 日										
協定項目調整経過と内容及び問題点												
		<p>【調整経過】</p> 合併前の旧3町において、第4期分の納期は仁賀保町、金浦町が翌年1月1日～1月31日、象潟町のみ12月1日～12月25日となっており、合併初年度分については既に前納報奨金等の関係もあることから、経過措置期間とし平成18年度賦課から納期を統一する。										
		<p>【内容】</p>										
		<p>【問題点】</p>										
協定項目の実施状況及び調整による合併効果												
		<p>【実施状況】</p> 合併初年度の経過措置を経て、仁賀保町及び金浦町の例により、平成18年度賦課から納期を統一(にかほ市税条例第40条)										
		<p>【合併効果】</p>										